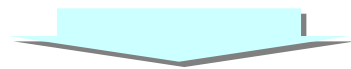


●現況



●進捗状況

<p>①大規模自然地(未整備)</p>	<p>③陸上競技場等の整備</p>	<p>⑤生物生態園の整備 (1)</p>	<p>⑦駐車場の整備</p>	<p>⑨板橋リバーステーションの整備</p>
<p>②駐車場の整備</p>	<p>④中規模自然地の整備</p>	<p>⑥生物生態園の整備 (2)</p>	<p>⑧スポーツグラウンドの整備</p>	<p>⑩ゴルフ場の自然度向上</p>

図9 進捗状況

4) ブロック計画

〈ブロックの目標・整備方針〉

- 地震や洪水などの災害に対応した整備を促進していきます。
 - ・大規模震災時における河川敷の効果的な活用に向けた整備を行います。
- 下流域にふさわしい自然豊かな水辺空間を再整備し、開放していきます。
 - ・生物生態園・中規模自然地の開放に向けた整備を行います。
 - ・散策路（管理用通路を含む）の整備を行います。
 - ・上流側スポーツグラウンド周辺の自然度を向上させます。
 - ・上流側の駐車場の追加整備を行うとともに、既存の駐車場も含めて、駐車場周囲の自然度を向上させます。
- 誰もが気持ちよく河川敷で過ごせるよう、利用ルールを徹底していきます。
 - ・荒川下流河川敷利用ルールの徹底
- 区民と行政との協働により、河川敷を守り、育てていきます。
 - ・区民と行政の協働による川づくりを継続・発展させます。

〈ブロックの取組内容（目標年次：おおむね 10 年後を目指します）〉

- 大規模震災時における河川敷の効果的な活用に向けた整備
 - ・東京都から広域避難場所に指定されている荒川河川敷は、大規模な震災時に拡大することが想定される火災から一時的に逃れるためのオープンスペースとしての機能を有していることから、この機能は今後も維持していきます。
 - ・大規模な震災に備えて整備した緊急用河川敷道路や防災船着場（リバーステーション）などの施設を、震災発生時に、緊急輸送や災害復旧などに迅速かつスムーズに活用するため、防災機関と意見交換し、有効活用に向けて連携を深めていきます。この防災機関との連携による災害対応の効率化のために必要であれば、既存施設の改修などを検討し、これに取り組んでいきます。
 - ・首都圏で大規模地震が発生した場合に、緊急用河川敷道路、リバーステーション及び高水敷を有効・円滑に利活用し、迅速な災害対策活動を行うことを目的として、荒川下流河川事務所、沿川自治体（2市7区）、東京都、埼玉県、消防、警察及び陸上自衛隊が集まり、平成 24 年 2 月に「荒川下流防災施設運用協議会」を開催しました。この協議会の中で、「荒川下流防災施設活用計画」〔試行版〕が策定され、今後、これらの災害時に活用する施設などを運用しながら、この計画の充実・改善を継続的に進めていきます。
-

○生物生態園・中規模自然地の開放に向けた整備

- ・整備したものの開放に至っていない生物生態園・中規模自然地について、これまで築いてきた区民と行政との協働を更に推進し、利用ルールや維持管理方法を検討・策定し、実施可能な箇所から開放に向けて再整備を行っていきます。

○散策路（管理用通路を含む）の整備

- ・生物生態園や中規模自然地などの自然豊かな水辺空間を再整備するにあたり、安全に水辺に親しめ、不法工作物の設置や不法耕作などの不法行為を抑止できるよう、散策路のネットワーク形成を進めていきます。
- ・このネットワーク形成にあたり、水辺の散策路の整備も行い、生物生態園や中規模自然地などの散策路とつないで循環ルートとして整備していきます。なお、管理用通路の整備にあたっては、ヨシ原などの自然環境の保全に十分配慮していきます。

○上流側スポーツグラウンド周辺の自然度向上

- ・上流側スポーツグラウンドについては、再配置・整備を行う計画でしたが、本地区別計画期間中は現況施設を生かすこととし、この周辺の自然度を向上させるための整備を進めていきます。

○上流側の駐車場の追加整備と駐車場周囲の自然度向上

- ・スポーツグラウンドが多い上流側において、既存駐車場では利用者の車を収容しきれないため、本ブロック内の3番目の駐車場を新たに整備していきます。
- ・駐車場整備にあたっては、周囲の自然度向上を図っていきます。また、既存の駐車場の周囲についても、併せて自然度の向上を図ります。

○荒川下流河川敷利用ルールの徹底

- ・近年、高速自転車走行、ゴルフの練習、ラジコン飛行機等の迷惑・危険行為や、不法工作物の設置、不法耕作、ゴミの不法投棄等の不法行為が増加し、重大事故の発生や河川美化の低下につながっています。このため、荒川下流河川事務所、沿川2市10区、河川環境管理財団で定め、平成22年4月1日から運用を始めた「荒川下流河川敷利用ルール」の徹底を図ることとし、周知活動を強化していきます。

○区民と行政との協働による川づくりの継続・発展

- ・自然地の維持管理にあたっては、区民と行政（河川管理者・公園管理者）の役割分担を明確化し、区民が取り組む管理を継続的・効果的・効率的に進めることができる連携の仕組みづくりを構築・発展させていきます。

荒川下流河川敷利用ルール

1. 自転車はいつでも止まれるスピードで走行すること。
(目安として時速 20 km以下)
2. ゴルフの練習は行わないこと。(素振りを含む)
3. 22 時以降は音の出る花火はしないこと。
4. 他の者に迷惑をかける騒音は出さないこと。
5. ラジコン飛行機は飛ばさないこと。(ヘリコプターを含む)
6. 犬のリードは離さない・フンの放置はしないこと。
7. ゴミの不法投棄はしないこと。
8. バーベキュー (※)・たき火等の火気を使用しないこと。
9. 自動車及びオートバイ等は河川敷道路等への進入はしないこと。
(許可車両は除く)

(荒川下流河川敷利用ルール検討部会) 荒川下流河川事務所・江東区・江戸川区・
葛飾区・墨田区・台東区・荒川区・足立区・北区・板橋区・練馬区・川口市・戸田市

(平成 22 年 4 月 1 日運用開始)

図 10 荒川下流河川敷利用ルール

※ 板橋区の荒川河川敷では、荒川戸田橋緑地草地広場内の芝生広場においてバーベキューをすることが可能です。ただし、この場合には東京都板橋区公園条例に基づく許可が必要となります。

●ブロック計画

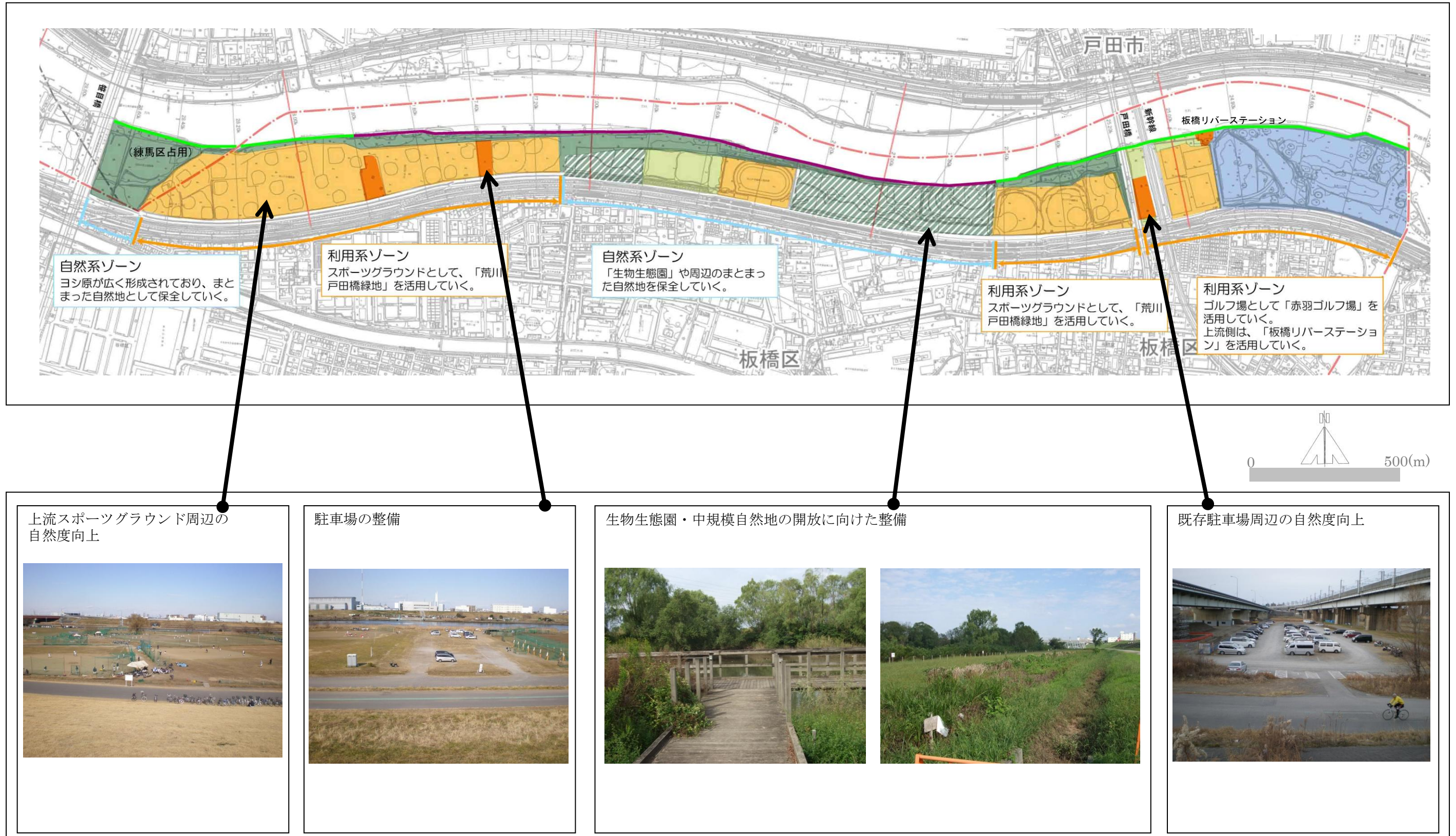


図 11 ブロック計画